



I. ブラジル個人情報保護法(LGPD)の施行  
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年  
9月30日号

## I. ブラジル個人情報保護法(LGPD)の施行

執筆者: 松本 絢子、大塩 春佳

### 1 施行の背景等

ブラジル初の包括的な個人情報保護法である Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais (LGPD; Law No. 13,709/2018) が 2020 年 9 月 18 日に施行された。もともと、LGPD 違反に基づく行政上の制裁に関する規定は、2021 年 8 月 1 日から施行される。

LGPD は、2018 年 8 月 14 日に制定され、2019 年 7 月 9 日の改正を経て最終案が成立した後、2020 年 8 月 16 日の施行が予定されていた。しかし、新型コロナウイルスへの対応等のため、その施行を遅らせる法案や大統領による暫定措置が提出され、実際の施行日が確定しない状態が続いていた。このような状態の中、最終的には、2020 年 8 月 26 日、ブラジル議会上院が直ちに LGPD を発効させる旨の改正案を可決し、大統領による署名をもって、2020 年 9 月 18 日に LGPD が施行される運びとなった。

### 2 LGPD の概要

LGPD は、個人の自由及びプライバシーに関する基本的権利の保護等を目的として、個人情報の処理に関するルールを定めている。全体を通して EU 一般データ保護規則 (GDPR) の影響を強く受けているが、LGPD 独自の規定も少なくない。

LGPD において、「個人データ」とは、識別された又は識別可能な自然人に関する情報をいうと定義されており、例示はなされていない。匿名化された情報(処理の時点において合理的かつ利用可能な技術的手段の使用を考慮したうえで、識別可能性がないデータ主体に関するデータは、個人情報から除外されている。

LGPD は、個人データの処理方法、事業者の本店所在国、又は個人データの所在国を問わず、①個人データの処理運営がブラジル国内で行われる場合に適用される。また、②個人データの処理活動が、ブラジル国内における商品若しくは役務の提供又はブラジル国内に所在する個人のデータの処理を目的とする場合や、③処理される個人データがブラジル国内で収集された場合については、たとえ当該処理がブラジル国外で行われていても同法が適用される(いわゆる域外適用)。したがって、ブラジル国内に拠点を有するかにかかわらず、ブラジルに関係するビジネスを行っているような日本企業においては、LGPD の適用対象となる個人データの処理があるかを検討する必要がある。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

個人データの処理には、(i)データ主体の同意がある場合、(ii)管理者が法的又は規制上の義務を遵守するのに必要な場合、(iii)データ主体が当事者となる契約の履行又はその契約に関する事前手続に必要な場合、(iv)管理者又は第三者の適法な利益を実現するために必要な場合等の適法性の根拠が要求されている。(i)データ主体の同意を適法性の根拠とする場合には、LGPD上の「同意」(自由で、情報提供がなされた上で行われた、曖昧でない意思表示による、特定の目的のために自身の個人データが処理されることに対するデータ主体の同意)としての要件が満たされているかは慎重に検討する必要がある。

また、センシティブデータの処理には、特定の目的に向けた具体的かつ明示的な同意が必要とされ、同意によらない場合の例外が厳格に規定されている。

さらに、未成年者(Children and Teenagers)についても別途規定が置かれており、該当する個人データの取扱いが想定されている場合には、民法による規律も踏まえて整理・検討する必要がある。

データ主体は、自身の個人データに関し、アクセス権、訂正権、ポータビリティ権、削除権、同意の撤回権等を有する。

例えば、データ主体は、データ処理に関する以下の情報に対して、明確、適切、かつ明白な方法により容易かつ無料でアクセスする権利を有する。

- (a) 処理の特定の目的
- (b) 処理の種類及び期間
- (c) 管理者の身元
- (d) 管理者の連絡先
- (e) 管理者によるデータの共同使用及びその目的に関する情報
- (f) 処理を実施する処理代理人(管理者及び処理者を総称する概念として定義されている)の責任
- (g) データ主体の権利(LGPD18条に規定されている権利への明示的な言及)

また、個人データの処理が製品若しくはサービスの提供又は権利行使の条件となっている場合には、データ主体に対して、特別に強調した上で当該事実を知らせるとともに、データ主体の権利行使方法を知らせなければならないとされており、留意が必要である。

管理者及び処理者は、個人データの処理に関する記録保持義務のほか、個人データ保護のための適切な措置を講じる義務を負う。また、管理者は、データ保護責任者(オフィサー)の選任、データ保護影響評価レポートの作成、個人データの漏えい等の事故発生時における監督機関やデータ主体への通知義務を負う。

個人データのブラジル国外への移転は、①LGPDの規定に照らし十分な個人データの保護水準にある国に移転する場合、②管理者が、標準契約条項の締結や拘束的企業準則等により、LGPDに規定された基本原則やデータ主体の権利、データ保護体制が保証する場合、③他の目的とは明確に区別して、データ移転の国際的な性質について事前の情報提供がなされた上で行われた、データ主体からの具体的かつ個別的な同意がある場合、④前述の(ii)(管理者が法的又は規制上の義務を遵守するのに必要な場合)や(iii)(データ主体が当事者となる契約の履行又はその契約に関する事前手続に必要な場合)に定める状況を充足するために必要な場合等、一定の場合にのみ許される。

LGPDに違反した場合、警告・制裁金・違反行為の公表・個人データへのアクセス停止・個人データの削除といった行政上の制裁を受ける可能性がある。制裁金の上限額は、直前会計年度における当該違反者及びそのグループのブラジル国内における売上高の2%(税額を除く)、又は違反1件当たり5000万レアル(1レアル20円換算で10億円)のいずれか低い方とされている。なお、行政上の制裁のほか、データ主体からの訴えに基づき、民事責任を負う可能性もある。

### 3 今後の展望

LGPDは、紆余曲折を経て施行に至ったものの、その具体的な内容については不明確な点も多い。同法の詳細は、今後データ保護当局によって制定される下位規則やガイドライン等で明らかになっていくと考えられるため、今後もアップデートを注視する必要がある。なお、GDPRと同様の規定ぶりとなっている条文については、GDPRの下での解釈が参照される可能性はあると思料される。

前述のとおり、LGPDにおける行政上の制裁に関する規定は2021年8月1日から施行されるが、2020年9月18日の施行後は、民事上の請求等がなされる可能性はある。したがって、LGPDの適用があると考えられる個人データの処理が存する場合に

は、早急に LGPD 遵守対応を進める必要がある。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013 年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。

おおしお はるか  
**大塩 春佳**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h\\_oshio@jurists.co.jp](mailto:h_oshio@jurists.co.jp)

2010 年東京大学法学部卒業、2012 年東京大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。国内外 M&A 案件、コーポレート案件に広く携わる。

## Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

### 1. 日本

- 個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理

内閣官房に設置された「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」は、2020年8月28日、「[個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理](#)」をとりまとめた。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律とすることや、医療分野・学術分野の業務を行う法人に関する規律、学術研究に係る適用除外規定の見直し等に言及するものである。今後は、2021年の通常国会での改正法案の提出に向け、引き続き検討・調整が進められる見通しである。

- 電気通信事業ガイドライン解説の改正

総務省は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令の一部改正の交付・施行に伴い、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の[改正案](#)を作成し、2020年9月1日から30日まで[意見募集](#)を行った。

- ガイドライン通則編の改正及びQ&Aの更新

個人情報保護委員会は、2020年9月1日、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」を改正・公表した。[新旧対照表](#)のとおり、事例の追加や、名刺交換及びオプトアウト手続に関する記載の追加等がなされている。また、これに関連して、同日、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」が[更新](#)され、名刺交換により取得した連絡先に対する広告宣伝、自社の従業員が指定感染症に罹患した際の取引先への情報提供、委託に伴って提供された個人データを匿名加工することの可否について、Q&Aが追加された。

### 2. 米国

2020年1月1日に施行されたCCPAでは、従業員等の雇用関連情報及びB to Bの文脈で得た取引先担当者の個人情報について、それぞれ、CCPAの一部の規定の適用が2021年1月1日までの1年間猶予されていたが、これらの猶予の期間をさらに1年間延長する[修正法\(AB-1281\)](#)が2020年8月30日に可決された。なお、2020年11月に住民投票が予定されているCalifornia Privacy Rights Act (CPRA)においては上記各猶予の期間が2023年1月1日まで延長されることとされている(CPRAについては[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年6月26日号](#)も参照されたい。)。今回可決された修正法(AB-1281)は、州知事により署名されれば法律として成立するが、CPRAが成立しなかった場合のみ発効することとなる。

### 3. 欧州

- 欧州データ保護評議会による管理者と処理者の概念に関するガイドライン案の公表

欧州データ保護評議会は、2020年9月2日付けで[GDPRにおける管理者と処理者の概念に関するガイドライン案](#)を承認し、パブリックコメントに付している。

このガイドライン案においては、管理者、処理者及び共同管理者の定義と、各役割に該当した場合の帰結について、詳細な解説がなされている。特に、共同管理者該当性、処理者との間で締結するデータ処理契約に規定すべき事項、共同管理者間で合意すべき事項については新たに示された内容も少なくなく、GDPR対応を行う担当者にとっては必読のガイドラインである。



- ・ 欧州データ保護評議会によるソーシャルメディアの利用者のターゲティングに関するガイドライン案の公表

欧州データ保護評議会は、2020年9月2日付けで[ソーシャルメディアの利用者のターゲティングに関するガイドライン案](#)を承認し、パブリックコメントに付している。

このガイドライン案においては、ソーシャルメディアを運営する事業者と、そこに関与する他の事業者が共同管理者になることを踏まえて GDPR 上の様々な規制項目に沿って解説がなされている。グローバルにソーシャルメディアを利用する事業者のほか、オンライン広告のエコシステムに関与するアドテック関連の事業者にとっては、必読のガイドラインである。

- ・ スイス-US プライバシーシールドの無効

[当事務所ヨーロッパニュースレター2020年7月29日号](#)で紹介したように、2020年7月16日に欧州司法裁判所によって下された [SchremsII 判決](#)により、GDPR の下で EU から米国への個人データの移転を適法化する EU-US プライバシーシールドは無効とされた。この動きに倣って、2020年9月6日、スイスのデータ保護法の下でスイスから米国への個人データの移転を適法化するスイス-US プライバシーシールドについても、スイスのデータ保護監督機関が適切なレベルに達していないと判断し、依拠することができなくなった。

上記 SchremsII 判決により、少なくとも EEA 域内から米国への個人データの移転については、SCC の締結に加えて補完的措置 (supplemental measures) が必要であるとされている。補完的措置の具体的内容については、ドイツの一部の州の監督機関が SCC への加筆案や個人データの暗号化等の対応に言及したが、EU レベルでは引き続き欧州データ保護評議会が検討を進めているところであり、今後の動向を注視する必要がある。

- ・ 英国における年齢適正デザイン規範の施行

英国では、2020年9月2日、[Age Appropriate Design Code](#) (年齢適正デザイン規範) が施行された。1年間の猶予期間が設けられており、2021年9月2日から適用が開始される。

本規範は、英国内で子ども (18歳未満の者) が利用する可能性が高い情報社会サービス (大要、電子的手段を用いて、サービス利用者の要求を受けて提供されるサービス) に対して適用される。規範は、直接的な法的拘束力を有するものではないが、データ保護影響評価やプライバシー設定、コネクテッドデバイスなどについて定めた 15 個の原則によって構成されており、各原則に違反した場合には、GDPR 又は英国データ保護法への違反となる可能性が高まる。英国に向けてオンラインで子ども向けのサービスを提供する場合には、これまで以上にプライバシーへの配慮が必要になる。

## 4. カナダ

- ・ 事業者向けプライバシーガイド

2020年8月13日、Office of the Privacy Commissioner は、新たな「事業者向けプライバシーガイド ([Privacy Guide for Businesses](#))」を公表した。本ガイドは企業が個人情報保護および電子文書法 (PIPEDA: Personal Information Protection and Electronic Documents Act) を遵守するうえでの基本原則、違反時の取扱い、個人による Privacy Commissioner への不服申立のプロセス等について定めている。

- ・ IoT デバイスに関するプライバシーガイダンス

2020年8月20日、Office of the Privacy Commissioner は、IoT デバイスに関し、「IoT デバイスの製造者向けのプライバシーガイダンス」を公表し、プライバシー権の保護及び連邦プライバシー法の遵守のための指針を定めている。また、同日、カナダ在住の個人向けに、「スマートデバイスとあなたのプライバシー ([Smart devices and your privacy](#))」と題する、個人情報を守りつつスマートデバイスを使用するためのガイダンスを公表した。

## 5. 中 国

- ・ 2020年8月28日、「情報安全技術 ネットワークデータ処理安全規範(意見募集稿)」が公表され、2020年10月27日までの間、意見募集手続が行われている。
- ・ 2020年8月10日、「情報安全技術 重要情報インフラ境界確定方法(意見募集稿)」が公表され、2020年10月9日までの間、意見募集手続が行われている。

## 6. フィリピン

2020年8月5日から同月19日の間、個人情報保護法7条(c)に基づき国家プライバシー委員会が発出可能な個人情報の利用等の中止命令(Cease and Desist Order)に関する規則案が公開され、パブリックコメントに付されていた。同規則案では、中止命令の要件、命令発出の手続、命令の執行手続、不服申立手続等が規定されていた。

## 7. インド

2020年7月13日にインド電子情報技術省の専門家委員会が非個人データ規制に関するフレームワークを発表した。同フレームワークは、非個人データを public、community 及び private の3つに分類し、センシティブ非個人データという類型も設けた上で、そのような非個人データに関する規制の大きな枠組みを規定していた



いわせ  
**岩瀬 ひとみ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h\\_iwase@jurists.co.jp](mailto:h_iwase@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや  
**石川 智也**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[n\\_ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n_ishikawa@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ  
**河合 優子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[y\\_kawai@jurists.co.jp](mailto:y_kawai@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とも のぶ  
**村田 知信**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[to\\_murata@jurists.co.jp](mailto:to_murata@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>